

文京区自転車活用推進計画

概要版

～安全で快適に自転車を活用できるまちづくり～

(案)



文京区自転車活用推進計画とは

本計画は、2017年5月に施行された自転車活用推進法第11条に基づき、本区における自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

本計画では、「安全で快適に自転車を活用できるまちづくり」を目標とし、以下の4つの基本方針に基づき取組を推進します。

基本方針1 まもる

ルールやマナーを遵守した
安全な自転車利用の促進

基本方針2 はしる

安全で快適な
自転車通行環境の形成

基本方針3 とめる

自転車を適切に止められる
駐輪環境の構築

基本方針4 つかう

自転車の役割拡大
・活用推進



実施すべき施策

4つの基本方針のもと、以下に示す8つの実施すべき施策と、それらの施策を着実に推進するための具体的な取組を推進します。

基本方針1 まもる | ルールやマナーを遵守した安全な自転車利用の促進

施策1 安全・安心な自転車利用に向けた取組の推進

●自転車利用者に対する交通安全教育の実施

- ・高齢者に対する交通安全教育
- ・学校等における交通安全教育



文京区交通安全区民のつどい



区内で実施した体験型交通安全教室

- ・企業による交通安全教育の支援
- 交通ルール・マナーに関する周知・啓発の推進
- 警察における指導・取締り
- 適切な自転車利用に関する周知・啓発
- 自転車損害賠償責任保険等への加入促進
- 通学路等の安全点検の実施

基本方針3 とめる | 自転車を適切に止められる駐輪環境の構築

施策3 地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進

●駐輪場の整備

- ・区営駐輪場の設置推進
- ・マンションや商業施設等での駐輪場の設置促進
- ・民有地を活用した駐輪場の設置促進

●安全で快適な駐輪場環境の提供



スライド式の駐輪機

●駐輪場の維持管理



駐輪場内の防犯カメラ

施策4 放置自転車対策の推進

- 放置自転車の防止
- 放置自転車の撤去・整理
- 放置自転車の返還及び有効活用



実施すべき施策

基本方針 2 はしる | 安全で快適な自転車通行環境の形成

施策 2 自転車通行空間の計画的な整備推進

● 自転車通行空間の整備

- ・ 自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間の整備

自転車ネットワーク計画の詳細はP.4～



自転車専用通行帯（白山通り）



車道混在（特別区道文第834号）

● 自転車通行空間の維持管理

● 自転車通行空間上の路上駐車への対策

基本方針 4 つかう | 自転車の役割拡大・活用推進

施策 5 シェアサイクルの普及促進

● 公共用地・民地・鉄道駅等へのサイクルポートの設置促進

- ・ サイクルポートの設置促進
- ・ サイクルポートの適正な維持管理



様々な場所に設置されたサイクルポート（左：路上、中：公共用地、右：民有地）

● シェアサイクルの安全利用の促進

施策 6 多様なニーズに対応した自転車活用の推進

● 多様なニーズに対応した自転車活用の情報発信

施策 7 災害時における自転車活用の推進

● 災害時における自転車活用の推進

施策 8 ICTを活用した自転車利用の推進

● ICTを活用した自転車利用の推進



駐輪場の満空情報イメージ



自転車通勤制度導入に関する手引き

出典：自転車活用推進官民連携協議会（国土交通省WEBサイト）



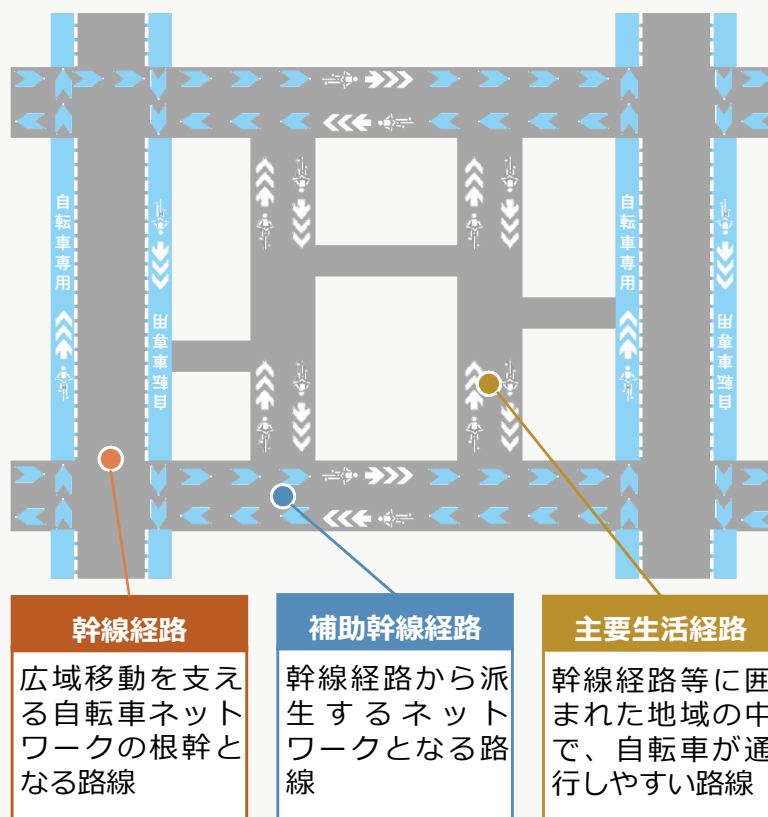
文京区自転車ネットワーク計画とは

文京区自転車活用推進計画では、自転車が安全で快適に通行できる自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、「文京区自転車ネットワーク計画」を定めます。これは、区内で自転車が安全かつ連続的に通行できるように自転車ネットワーク路線を定め、それらの路線の整備形態等を示す計画のことです。

自転車ネットワーク路線の考え方

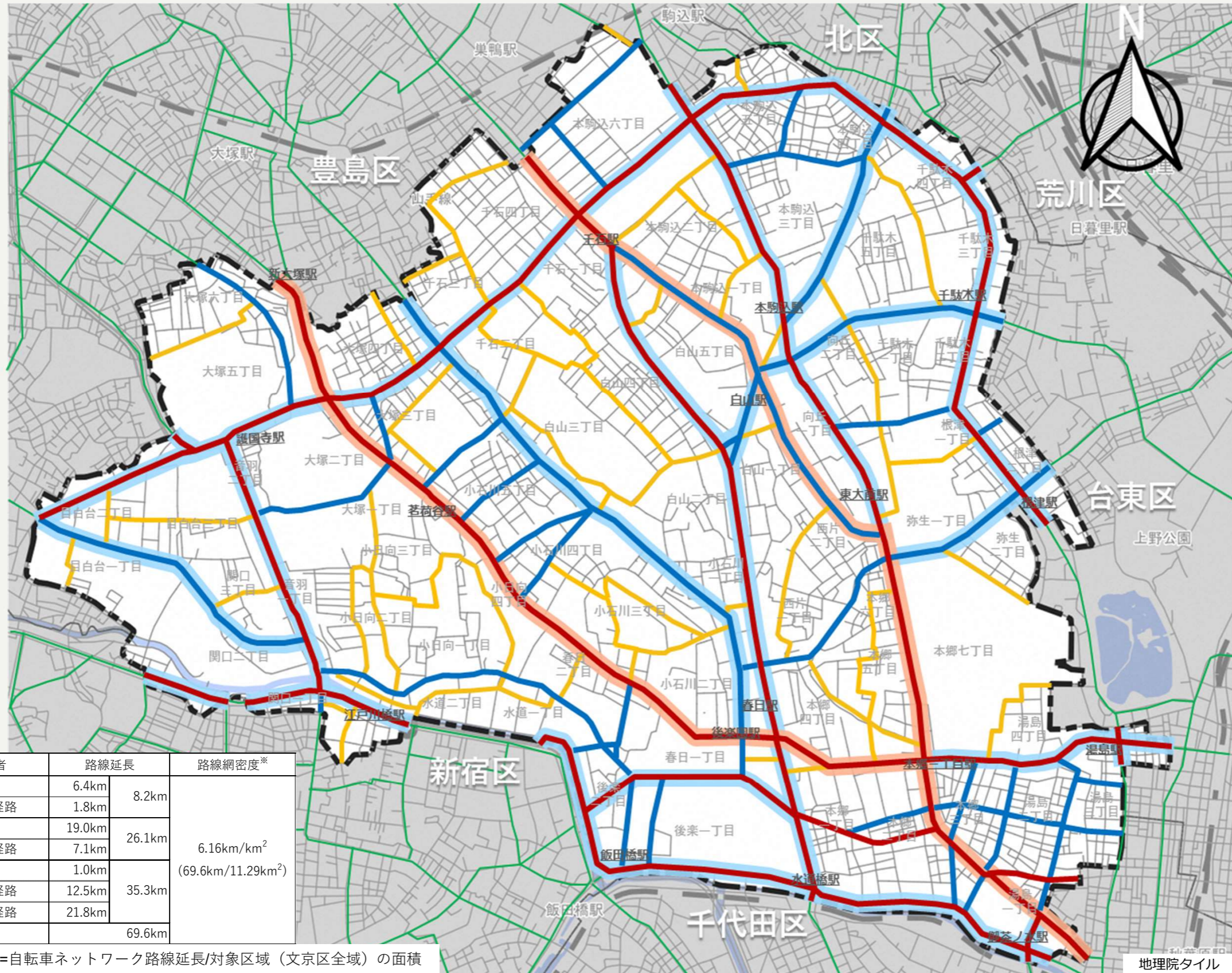
区内の道路は、自転車の主要なネットワーク軸を形成する国道、都道等の幹線経路と、施設へのアクセスを確保する主要生活経路に分類されます。本計画では、自転車ネットワーク路線を、幹線経路、補助幹線経路、主要生活経路に分類し、役割に応じた整備を行っていきます。

路線の分類	役割	整備イメージ
幹線経路	自転車の安全で快適な通行環境を確保し、広域移動を支える自転車ネットワークの根幹となる路線	自転車道・自転車専用通行帯
補助幹線経路	幹線経路から派生するネットワークとなる路線	車道混在
主要生活経路	幹線経路等に囲まれた地域の中で発生する自転車交通の安全性を向上させ、自転車が通行しやすい路線	自転車ナビマーク



文京区自転車ネットワーク路線

選定した自転車ネットワーク路線について、幹線経路、補助幹線経路、主要生活経路の3種類に分類し、自転車通行区間の整備を推進します。分類した路線及びその内訳は以下のとおりです。



道路管理者		路線延長		路線網密度*
国道	幹線経路	6.4km	8.2km	6.16km/km ² (69.6km/11.29km ²)
	補助幹線経路	1.8km		
都道	幹線経路	19.0km	26.1km	
	補助幹線経路	7.1km		
区道	幹線経路	1.0km	35.3km	
	補助幹線経路	12.5km		
	主要生活経路	21.8km		
合計		69.6km		

*路線網密度=自転車ネットワーク路線延長/対象区域(文京区全域)の面積

文京区自転車ネットワーク路線

地図：国土数値情報より作成



区道における整備スケジュール

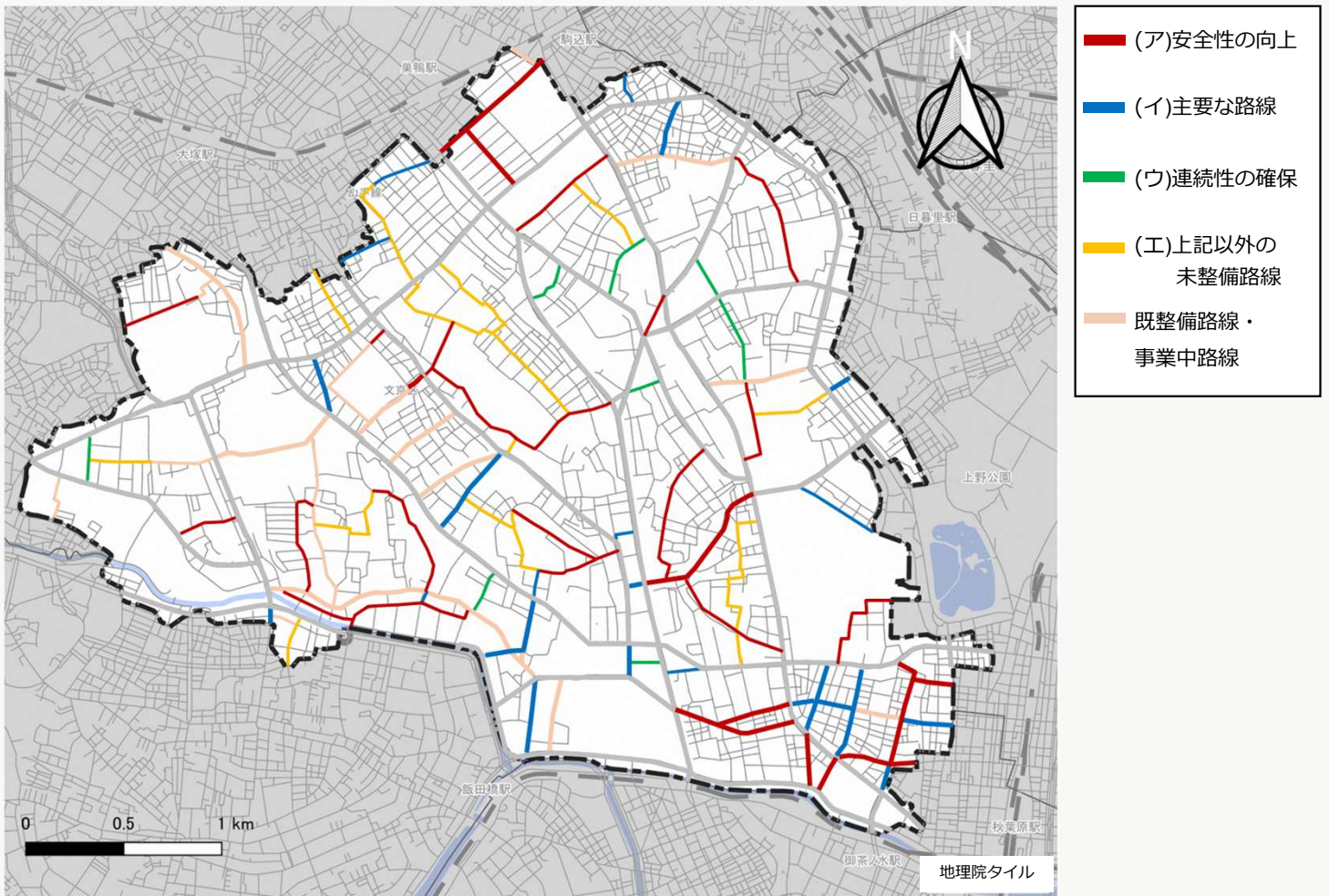
区道における整備スケジュールは以下のとおりです。

なお、(ア)～(エ)の路線については、バリアフリー整備工事に合わせて整備する路線を除いて自転車通行空間の整備を進めていきます。

路線	年度	令和4 (2022)	令和5 ('23)	令和6 ('24)	令和7 ('25)	令和8 ('26)	令和9 ('27)	令和10 ('28)	令和11 ('29)	令和12 ('30)	令和13 ('31)	
(ア)安全性の向上	13.6km	設計・施工				中間 見 直 し						
(イ)主要な路線	5.2km						設計・施工					
(ウ)連続性の確保	2.1km							設計・施工				
(エ)上記以外の 未整備路線	6.2km							設計・施工				
バリアフリー整備工事に あわせて整備する路線	3.5km	設計・施工 (350m/年)										

＜整備優先度の考え方＞

- (ア) 安全性の向上 安全性の観点（事故、ヒヤリハット）から整備が必要な路線を優先します。
- (イ) 主要な路線 自転車専用通行帯や車道混在の整備が可能な歩道がある主要な路線を優先します。
- (ウ) 連続性の確保 路線の両端が幹線経路又は補助幹線経路に接続し、ネットワーク機能の早期発現に資する路線を優先します。



整備優先度から分類した路線



計画の期間

計画の期間は、国及び都の次期計画を踏まえ、10年間（2026年度中間見直し）とします。

令和4 ('22)	令和5 ('23)	令和6 ('24)	令和7 ('25)	令和8 ('26)	令和9 ('27)	令和10 ('28)	令和11 ('29)	令和12 ('30)	令和13 ('31)
策定				見直し					改定

計画の推進体制

計画に位置付けられた取組については、国や東京都、関係機関と連携しながら推進します。文京区、東京都、国、企業・団体、区民等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して自転車活用の推進に向けて取り組んでいきます。

計画のフォローアップ

本計画では、各施策の進捗状況のフォローアップにあたって、以下の指標を設定しています。

基本方針	指標	現況値	目標値	
1 まもる	自転車の車道通行割合※1	47% (2021年10月)	100%を目指す※1	
	自転車の車道逆走者数	8人 (2021年10月)	0人 (2030年10月)	
2 はしる	自転車ネットワーク路線整備延長	国道	-※6	
		都道	-※6	
		区道	35.3km	
		合計	-	
自転車ネットワーク路線整備率	45%	-		
自転車ネットワーク路線網密度	2.75km/km ²	-		
3 とめる	駐輪場の稼働率	定期※2	93%※5 (2019年度平均)	
		一時※3	83%※5 (2019年度平均)	
	駅周辺の放置自転車台数	550台※5 (2019年10月)	275台以下 (2030年10月)	
	自転車の放置率※4	20.7%※5 (2019年10月)	10.0%以下 (2030年10月)	
4 つかう	自転車関連事故の発生件数	197件※5 (2019年)	140件以下 (2025年)	
	自転車乗用中死傷者数	155人※5 (2019年)	106人以下 (2025年)	
	参考	車道の走行環境の満足度	27% (2021年)	自転車利用環境に対する各満足度は、計画の見直し・改定時期に調査し、現状より増加を目指すとともに、不満点などの結果は、施策に反映していく
		駐輪環境の満足度	17% (2021年)	
		シェアサイクルの利用環境の満足度	23% (2021年)	
総合的な自転車の利用環境の満足度		27% (2021年)		

※1 車道通行の例外である13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているときや、道路工事や連続した駐車車両のために車道の左側を通行することが困難な時など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるときを除き算定する

※2 定期利用制駐輪場稼働率は「年平均利用台数/収容可能台数」

※3 一時利用制駐輪場稼働率は「年間利用回数/(各駐輪場の台数×年間使用可能日数)」

※4 自転車の放置率は「放置自転車の台数/(駐輪場の利用台数+放置自転車の台数)」

※5 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、現況値は2019年の数値を使用

※6 国道・都道における自転車通行空間の整備時期等は、各道路管理者及び交通管理者において決定するため未確定

文京区自転車活用推進計画 概要版

令和4年（2022年）7月

発行／文京区

編集／土木部管理課

〒112-8555 東京都文京区春日一丁目16番21号

電話 03-3812-7111（代表）

印刷物番号I0122001

